

○ 外国債等の発行者の名称等の開示に関する閣府令（昭和四十七年大蔵省令第111号）

改正案	現 行
<p>第一号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略)</p> <p>第1【募集債券に関する基本事項】 (4)</p> <p>1【募集要項】 (1)～(14) (略) (削る)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第2【売出債券に関する基本事項】</p> <p>1【売出要項】 (1)～(14) (略) (削る)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第3 (略) (記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a (略)</p> <p>b 当該通知に係る外国債等が外国債等預託証券である場合には、当該外国債等預託証券について銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法等を「第1 募集債券に関する基本事項」又は「第2 売出債券に関する基本事項」に記載するとともに、当該外国債等預託証券に表示される権利に係る外国債等の内容について記載すること。</p> <p>c (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 募集債券に関する基本事項 以下の記載上の注意は、外国債等のうち、<u>金融商品取引法（以下「法」という。）</u>第2条第1項第1号から第3号までに掲げるものの性質を有する有価証券について示したものであり、同項第6号に掲げるものの性質を有する有価証券については、これに準じて記載すること。</p> <p>(5)～(8) (略) (削る)</p> <p>(9)～(15) (略)</p>	<p>第一号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券通知書 (略)</p> <p>第1【募集債券に関する基本事項】 (4)</p> <p>1【募集要項】 (1)～(14) (略) <u>(15)【取得格付】 (9)</u></p> <p>2～5 (略)</p> <p>第2【売出債券に関する基本事項】</p> <p>1【売出要項】 (1)～(14) (略) <u>(15)【取得格付】</u></p> <p>2～5 (略)</p> <p>第3 (略) (記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項</p> <p>a (略)</p> <p>b 当該通知に係る外国債等が外国債等預託証券である場合には、当該外国債等預託証券について銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、<u>取得格付等</u>を「第1 募集債券に関する基本事項」又は「第2 売出債券に関する基本事項」に記載するとともに、当該外国債等預託証券に表示される権利に係る外国債等の内容について記載すること。</p> <p>c (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 募集債券に関する基本事項 以下の記載上の注意は、外国債等のうち、<u>法</u>第2条第1項第1号から第3号までに掲げるものの性質を有する有価証券について示したものであり、同項第6号に掲げるものの性質を有する有価証券については、これに準じて記載すること。</p> <p>(5)～(8) (略)</p> <p>(9) <u>取得格付</u> <u>当該発行に係る有価証券について、発行者が申込により取得する格付（指定格付機関から取得するものに限る。）</u>、<u>当該格付を付与した指定格付機関の名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付されている場合においてはその内容を記載すること。</u>なお、<u>当該格付が複数存在する場合には、これらすべてについて記載し、当該格付が存在しない場合には「取得していない」旨記載すること。</u></p> <p>(10)～(16) (略)</p>

改正案	現 行
<p>第二号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1【募集債券に関する基本事項】 (6) 1 (略) 2【募集要項】 (1)～(14) (略) <u>(15)【その他】 (12)</u> 3～12 (略)</p> <p>第2【売出債券に関する基本事項】 1【売出要項】 (1)～(14) (略) <u>(15)【その他】</u> 2～11 (略)</p> <p>第3～第5 (略)</p> <p>第二部・第三部 (略) (記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項 a (略) b 当該届出に係る外国債等が外国債等預託証券である場合には、当該外国債等預託証券について銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法等を「第一部 証券情報」に記載し、<u>信用格付に関する事項について、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式記載上の注意(13)の1に準じて記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該外国債等預託証券に表示される権利に係る外国債等の内容について記載すること。</u> なお、当該外国債等預託証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者)の情報がある場合には、本様式第二部中「第3 発行者の概況」の次に「第4 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。 c (略)</p> <p>(2) 代表者の役職氏名 発行者を代表して当該有価証券を発行する権限を有する者(以下この(2)において「代表者」という。)の役職名及び氏名を記載すること(金融商品取引法(以下「法」という。)第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書(以下この様式において「届出書」という。)を書面で提出する場合には、併せて「代表者の役職氏名」の下に代表者が署名すること。)</p> <p>(3)～(11) (略)</p> <p>(12) その他 a <u>当該発行に係る有価証券について、発行者の依頼により、信用格付業者(法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。)から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付(同条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。)又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、すべてについて記載すること。</u></p>	<p>第二号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1【募集債券に関する基本事項】 (6) 1 (略) 2【募集要項】 (1)～(14) (略) <u>(15)【取得格付】 (12)</u> 3～12 (略)</p> <p>第2【売出債券に関する基本事項】 1【売出要項】 (1)～(14) (略) <u>(15)【取得格付】</u> 2～11 (略)</p> <p>第3～第5 (略)</p> <p>第二部・第三部 (略) (記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項 a (略) b 当該届出に係る外国債等が外国債等預託証券である場合には、当該外国債等預託証券について銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、<u>取得格付等を「第一部 証券情報」に記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該外国債等預託証券に表示される権利に係る外国債等の内容について記載すること。</u> なお、当該外国債等預託証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者)の情報がある場合には、本様式第二部中「第3 発行者の概況」の次に「第4 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。 c (略)</p> <p>(2) 代表者の役職氏名 発行者を代表して当該有価証券を発行する権限を有する者(以下この(2)において「代表者」という。)の役職名及び氏名を記載すること(法第27条の30の5第1項の規定により有価証券届出書(以下この様式において「届出書」という。)を書面で提出する場合には、併せて「代表者の役職氏名」の下に代表者が署名すること。)</p> <p>(3)～(11) (略)</p> <p>(12) 取得格付 <u>当該発行に係る有価証券について、発行者が申込により取得する格付(指定格付機関から取得するものに限る。)、当該格付を付与した指定格付機関の名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付されている場合においてはその内容を記載すること。なお、当該格付が複数存在する場合には、これらすべてについて記載し、当該格付が存在しない場合には「取得していない」旨記載すること。</u></p>

(a) 当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付の内容を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明

(b) 当該発行に係る有価証券の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号の規定により当該発行に係る有価証券に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法

(c) 当該発行に係る有価証券について、発行者の求めに応じ、当該信用格付に係る信用格付業者以外の信用格付業者から格付付与方針等（金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第1項第1号に規定する格付付与方針等をいう。）及びこれに関連する事項に基づき予想される信用格付（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第25条第1号に掲げる行為に係る信用格付（以下「私的信用格付」という。）を除く。以下「予想信用格付」という。）が提供された場合（届出書提出日から起算して1年以内に提供された場合に限る。）には、その旨、当該信用格付業者の商号又は名称及び当該信用格付業者から信用格付を取得しなかった理由

(d) 当該発行に係る有価証券と実質的に同様の信用状態である金融商品又は法人（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第24条第1項に掲げるものを含む。以下この(12)において同じ。）について、当該信用格付に係る信用格付業者以外の信用格付業者から、発行者の依頼により信用格付（私的信用格付を除く。）が提供され、又は閲覧に供された場合（届出書提出日から起算して1年以内に提供され、又は閲覧に供された場合に限る。）には、その旨及び当該信用格付業者の商号又は名称

当該発行に係る有価証券について、発行者の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を欄外に記載すること。この場合において、当該発行に係る有価証券について、発行者の求めに応じ、信用格付業者から予想信用格付が提供された場合（届出書提出日から起算して1年以内に提供された場合に限る。）には、その旨、当該信用格付業者の商号又は名称及び当該信用格付業者から信用格付を取得しなかった理由を記載すること。また、当該発行に係る有価証券と実質的に同様の信用状態である金融商品又は法人について、信用格付業者から、発行者の依頼により信用格付（私的信用格付を除く。）が提供され、又は閲覧に供された場合（届出書提出日から起算して1年以内に提供され、又は閲覧に供された場合に限る。）には、その旨及び当該信用格付業者の商号又は名称を記載すること。

b 以上のほか、当該発行に係る有価証券の募集について、投資者保護の観点から必要と認められる事項がある場合には、その内容について記載すること。

(13) ~ (47) (略)

(13) ~ (47) (略)

改 正 案	現 行
<p>第二号の二様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1【募集債券に関する基本事項】 1 (略) 2【募集要項】 (1)～(14) (略) (削る) 3～12 (略) 第2【売出債券に関する基本事項】 1【売出要項】 (1)～(14) (略) (削る) 2～11 (略) 第3～第5 (略) 第二部・第三部 (略) (記載上の注意) (略)</p>	<p>第二号の二様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1【募集債券に関する基本事項】 1 (略) 2【募集要項】 (1)～(14) (略) <u>(15)【取得格付】</u> 3～12 (略) 第2【売出債券に関する基本事項】 1【売出要項】 (1)～(14) (略) <u>(15)【取得格付】</u> 2～11 (略) 第3～第5 (略) 第二部・第三部 (略) (記載上の注意) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第二号の三様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1【募集債券に関する基本事項】 1 (略) 2【募集要項】 (1)～(14) (略) (削る) 3～12 (略) 第2【売出債券に関する基本事項】 1【売出要項】 (1)～(14) (略) (削る) 2～11 (略) 第3～第5 (略) 第二部 (略) (記載上の注意) (略)</p>	<p>第二号の三様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1【募集債券に関する基本事項】 1 (略) 2【募集要項】 (1)～(14) (略) <u>(15)【取得格付】</u> 3～12 (略) 第2【売出債券に関する基本事項】 1【売出要項】 (1)～(14) (略) <u>(15)【取得格付】</u> 2～11 (略) 第3～第5 (略) 第二部 (略) (記載上の注意) (略)</p>

改正案	現 行
<p>第四号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) 一般的事項 a (略) b 当該有価証券報告書の提出者が外国債等預託証券の発行者であって、当該外国債等預託証券が金融商品取引所に上場され又は認可金融商品取引業協会に店頭売買有価証券として登録された場合には、当該外国債等預託証券について名称、発行年月、上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名等、上場又は登録年月日等を「第1 上場債券等の状況」に記載し、発行価額の総額、発行価格、利率、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法等を「第2 上場債券等に関する基本事項」に記載し、<u>信用格付に関する事項について、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式記載上の注意(13)の1に準じて記載するとともに、当該外国債等預託証券に表示される権利に係る外国債等の内容について記載すること。</u> なお、当該外国債等預託証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者)の情報がある場合には、本様式中「第4 発行者の概況」の次に「第5 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。 c (略) (2)～(6) (略)</p>	<p>第四号様式</p> <p>【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) 一般的事項 a (略) b 当該有価証券報告書の提出者が外国債等預託証券の発行者であって、当該外国債等預託証券が金融商品取引所に上場され又は認可金融商品取引業協会に店頭売買有価証券として登録された場合には、当該外国債等預託証券について名称、発行年月、上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名等、上場又は登録年月日等を「第1 上場債券等の状況」に記載し、発行価額の総額、発行価格、利率、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、<u>取得格付等を「第2 上場債券等に関する基本事項」に記載するとともに、当該外国債等預託証券に表示される権利に係る外国債等の内容について記載すること。</u> なお、当該外国債等預託証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者)の情報がある場合には、本様式中「第4 発行者の概況」の次に「第5 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。 c (略) (2)～(6) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第九号様式</p> <p>【表紙】 【発行登録追補書類番号】 【提出書類】</p> <p style="text-align: center;">発行登録追補書類 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1【募集債券に関する基本事項】 1 (略) 2 【募集要項】 (1)～(14) (略) (削る) 3～12 (略) 第2【売出債券に関する基本事項】 1【売出要綱】 (1)～(14) (略) (削る) 第3～第5 (略) 第二部 (略) (記載上の注意) (略)</p>	<p>第九号様式</p> <p>【表紙】 【発行登録追補書類番号】 【提出書類】</p> <p style="text-align: center;">発行登録追補書類 (略)</p> <p>第一部【証券情報】 第1【募集債券に関する基本事項】 1 (略) 2 【募集要項】 (1)～(14) (略) <u>(15)【取得格付】</u> 3～12 (略) 第2【売出債券に関する基本事項】 1【売出要綱】 (1)～(14) (略) <u>(15)【取得格付】</u> 第3～第5 (略) 第二部 (略) (記載上の注意) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第十号様式</p> <p>【表紙】 【発行登録通知番号】 【提出書類】</p> <p style="text-align: center;">発行登録通知書 (略)</p> <p>第1【募集債券に関する基本事項】 1 (略) 2 【募集要項】 (1)～(14) (略) (削る) 3～12 (略)</p> <p>第2【売出債券に関する基本事項】 1【売出要綱】 (1)～(14) (略) (削る)</p> <p>第3 (略) (記載上の注意) (略)</p>	<p>第十号様式</p> <p>【表紙】 【発行登録通知番号】 【提出書類】</p> <p style="text-align: center;">発行登録通知書 (略)</p> <p>第1【募集債券に関する基本事項】 1 (略) 2 【募集要項】 (1)～(14) (略) <u>(15)【取得格付】</u></p> <p>3～12 (略)</p> <p>第2【売出債券に関する基本事項】 1【売出要綱】 (1)～(14) (略) <u>(15)【取得格付】</u></p> <p>第3 (略) (記載上の注意) (略)</p>